

行橋市公共工事等前金払の取扱に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行橋市が発注する土木建築に関する工事（当該工事の設計及び調査を含む。以下「建設工事」という。）及び当該工事の測量（以下「公共工事等」という。）の委託に要する経費の前金払の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象等)

第2条 前金払の対象となる公共工事等は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証に係る公共工事等のうち、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

- (1) 建設工事（当該工事の設計及び調査を除く。） 1件の契約金額が500万円以上のもの
- (2) 建設工事の設計、調査及び測量の委託 1件の契約金額が300万円以上のもの

(前金払の割合)

第3条 前金払の額は、次の各号に掲げる公共工事等の区分に従い、当該各号に定める額（1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を超えてはならないものとする。

- (1) 建設工事（当該工事の設計及び調査を除く。） 1件の契約金額の10分の4に相当する額
- (2) 建設工事の設計、調査及び測量の委託 1件の契約金額の10分の3に相当する額

(債務負担行為等に係る契約の特例)

第4条 債務負担行為又は継続費に係る複数年度にわたる契約における前金払は、前2条の規定にかかわらず、当該契約に基づく各会計年度の出来高予定額に対してするものとする。この場合において、前2条中「契約金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えるものとする。

(前払金の請求等)

第5条 前払金の支払を受けようとする受注者は、市長に対して、工期末（前条の規定により前金払を行う場合は、最終の会計年度以外の会計年度については、各会計年度末）を保証期限とする保証事業会社が発行する保証証書を寄託して、請求を行わなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、当該請求があった日から起算して14日以内に前払金を当該受注者に支払うものとする。

3 受注者は、第1項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

(契約内容等の変更による前払金の追加及び返還)

第6条 市長は、前払金を支払った後、契約内容等の変更により契約金額に300万円以上の増額が生じた場合は、増額後の契約金額の10分の4（ただし、当該契約が建設工事の設計、調査及び測量の委託に基づくときにあつては10分の3と、中間前払金（行橋市建設工事中間前金払事務取扱要綱（平成30年3月行橋市告示第14号）第1条に規定する中間前払金をいう。以下同じ。）の支払を受けているときにあつては10分の6とする。）に相当する額から既に支払った前払金の額を差し引いた金額以内の額を追加して支払うことができる。この場合における前払金の請求及び支払の方法については、前条の規定を準用する。

2 前払金の支払を受けた受注者は、契約内容等の変更により契約金額に著しい減額が生じた場合において、既に支払を受けた前払金の額が減額後の契約金額の10分の4（中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、その超過額を当該変更による契約の日から起算して30日以内に返還しなければならない。ただし、超過額が相当な額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認めるときは、双方協議して返還すべき額の全部又は一部の返還を要しないものとすることができる。

3 前2項の場合において、受注者は、速やかに保証事業会社との保証契約を変更し、変更後の保証証書を市長に提出しなければならない。

(部分払をする場合の前払金の精算方法)

第7条 市長は、前金払をした公共工事の既成部分の部分払をするときは、前払金の額に出来高の割合を乗じて得た額から部分払をする金額を控除した額を支払うものとする。

(前払金の使途範囲)

第8条 前払金の使途の範囲は、公共工事等の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事等において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働

者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費に限るものとする。

(義務違反等による前払金の返還)

第9条 前払金の支払を受けた受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 前払金を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。
- (2) 受注者がその契約義務を履行しないとき。
- (3) 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき。
- (4) 保証事業会社との保証契約が解除されたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(遅延利息)

第10条 第6条第2項及び前条の規定により前払金を返還すべき受注者が、指定された期限までに返還しないときは、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて得た額を併せて納付しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則 (平成22年3月31日告示第16号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月7日告示第13号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年4月 日告示第 号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。